省　令

○国土交通省令第三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二項の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十六項中「第二十九条ノ三第二項」を「第八条」に改め、同条第十七項中「船齢」を「証書発給船級協会」に、「船舶安全法施行規則第一条第十五項の船齢」を「船舶安全法第二十九条ノ三第二項の登録を受けた船級協会」に改める。

第六条に次の一項を加える。

3　船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあっては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

第十二条の見出し中「船級協会」を「証書発給船級協会」に改め、同条第一項及び第二項中「船級協会」を「証書発給船級協会」に、「及び貨物船安全証書」を「、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書」に改め、同条第三項中「船級協会」を「証書発給船級協会」に、「及び貨物船安全証書」を「、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書」に改め、「、第六条」を削り、同条第四項中「及び貨物船安全証書」を「、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道寿都郡寿都町

二　構造改革特別区域の名称　寿都町外国人技能実習生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道寿都郡寿都町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六（五一三））

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県黒川郡大和町

二　構造改革特別区域の名称　大和町臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮城県黒川郡大和町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊田市

二　構造改革特別区域の名称　豊田市フルーツ酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　豊田市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳴門市

二　構造改革特別区域の名称　鳴門うずしお果実酒・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　鳴門市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　徳島県那賀郡那賀町

二　構造改革特別区域の名称　那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区

三　構造改革特別区域の範囲　徳島県那賀郡那賀町の区域の一部（木頭地区及び平谷地区（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　さぬき市

二　構造改革特別区域の名称　結願の里多和どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　さぬき市の区域の一部（多和地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県

二　構造改革特別区域の名称　宮崎四十五フィートコンテナ物流特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮崎県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　四十五フィートコンテナの輸送円滑化事業（一二二四）